



所信声明 助産師の倫理的雇用

Ethical Recruitment of Midwives

背景

いたるところで起こっている危機的な助産師不足は、世界中の助産サービスに深刻な状況を引き起こしている。国から国へ助産師を移動させる積極的な雇用が発生している。こういった状況が、開発途上国における搾取、非倫理的な雇用慣行、不足気味で貴重な助産専門家の減少という問題を生み出している。その結果、国内と国際レベルの双方で、助産サービスの人的資源活用に関する効果的な計画立案ができなくなっている。

見解

所信声明

ICM は、助産師一人ひとりの移住する権利は合法であり、助産師がキャリアの向上と教育の機会を求めて自国外に出ていくことは今後も続くと確信している。国際的な採用は、助産師にとって高度な学習の機会が得られることであり、ひいては、その助産師の出身国における女性とその家族のケアを向上させることにつながる。しかしながら ICM は、他国からの助産師の雇用では、助産師不足の長期的解決にはなりえないと認識している。また、相手国に有能な助産師の不足を招くことで、女性と新生児が利用できる助産サービスとケアの水準に深刻な問題を引き起こすなど、相手国の利益を損なうものであってはならないと考える。

採用は、移動の自由、公正な労働条件、安全な労働環境の提供といった倫理の原則を基準にして行われなければならない。雇用された他国の助産師は、受け入れ国の文化や医療、そして女性と助産師の権利の保護を理解するために、適切かつ十分なオリエンテーション、研修や教育を受けることができなければならぬ。

ICM は、国際的に助産師の倫理的雇用を支援する役割を果たす。ICM は、助産師が自国において、以下のことを保障するために、倫理原則と倫理綱領に基づいた採用方法の開発に寄与することを強く奨励する。

- 個々の助産師の移住の権利が支持される。
- 開発途上国を雇用の標的にしない。
- 雇用された他国の助産師が、搾取、適切な情報の不足や虚偽や欺瞞な要求から守られる。
- 雇用された他国の助産師が、長期居住に基づいて採用された他の助産師と同様に、雇用法または労働法によって守られる。
- 雇用された他国の助産師が、安全で公正な労働条件、業務のための適切な指導、キャリア

向上の機会、教育や専門能力開発にアクセスできる。

- 雇用された他の国や地域の助産師は、雇用する国によって就労を開始するまでの期間、法的に保護されなければならない。

会員協会への指針

会員協会には、国際的な助産師の雇用に関する倫理指針・行動規範の開発や実施について、ロビ－活動および貢献することが強く奨励される。そうすることで、国際的な助産師の雇用は、世界各地の家族と地域社会の背景において女性と新生児に対するケアをさらに向上させる学習と専門的経験の前向きな機会となりうる。

関連 ICM 文書

- ICM. 2011 所信表明 助産師、女性と人権
ICM. 2014 所信表明 助産業務を規定する法律
ICM. 2014 所信表明 助産師の専門職としての責務

その他の関連文書

- WHO. 2010. WHO global Code of Practice on the International Recruitment of Health Personnel.
Sixty-third World Health Assembly – WHA63.16.
- WHO. 2006. International migration of health personnel: a challenge for health systems in developing countries, Fifty-ninth World Health Assembly, Provisional Agenda Item 11.12.
- Van Eyck K. 2004. Women and International migration in the health sector, final report of Public Health Services International Participatory Action Research 2003. Public Service International, France, 2004.
- Department of Health UK. 2004 Code for Practice for the international recruitment of healthcare professionals.
- Voluntary Code of Ethical Conduct for the Recruitment of Foreign-Educated Health Professionals to the United States
[http://www.fairinternationalrecruitment.org/images/uploads/THE%20CODE\(1\).pdf](http://www.fairinternationalrecruitment.org/images/uploads/THE%20CODE(1).pdf)

2008 年、グラスゴーでの国際評議会にて採択

2014 年、プラハ国際評議会にて見直し・採択

次回見直し予定：2020 年

2016 年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM加盟団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。